

南関町監査委員公告第2号

令和2年7月6日から7月29日までの間において、10日間にわたり実施した令和2年度第一回定期監査の結果を、地方自治法第199条第9項の規定に基づき公表する。

令和2年8月5日

南関町監査委員 繁松 哲也

南関町監査委員 打越 潤一

南監第 16 号
令和2年8月5日

| | |
|------------|-----------|
| 南 関 町 長 | 佐 藤 安 彦 様 |
| 南関町議会議長 | 橋 永 芳 政 様 |
| 南関町教育長 | 谷 口 慶志郎 様 |
| 選挙管理委員会委員長 | 永 松 貞 信 様 |
| 農業委員会会長 | 竹 島 久 利 様 |

南関町監査委員 繁松 哲也
南関町監査委員 打越 潤一

令和2年度第一回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第9項及び南関町監査委員に関する条例第10条の規定に基づき、監査の結果を別紙のとおり報告します。

令和2年度第一回定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第3項、第4項及び南関町監査委員に関する条例第2条第1項の規定に基づき、南関町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果は、下記のとおりである。

記

1. 監査の期日

令和2年7月6日から7月29日までの間において、10日間にわたり別表「実施日程」のとおり実施した。

2. 監査の対象

(1) 事項及び範囲

- (ア) 令和元年度決算状況及び諸帳簿の整理状況について
- (イ) 令和2年度予算執行計画及び実施状況について
- (ウ) 施設の管理状況について
- (エ) その他財務に関する事項及び経営に係る事業の管理について

(2) 提出書類

- (ア) 令和元年度執行状況に関する調べ（様式1号、様式2号）
- (イ) 職員の配置及び事務分担表（様式3号）（令和2年7月1日現在）
- (ウ) 職員の現員調（様式4号）（令和2年7月1日現在）
- (エ) 令和2年度主な事務事業の年間計画とその執行状況調（様式5号）
- (オ) 令和元年度予算の流用・充用に関する調（様式6号）
- (カ) 収入未済額（滞納状況調）（ただし、該当する課のみ）

3. 監査の重点

- (1) 歳入、歳出は適正に事務処理されているか
- (2) 予算執行計画に基づく事務事業の執行がなされているか
- (3) 関係諸帳簿は、整理されているか
- (4) 施設の管理運営は適正になされているか
- (5) 職員の配置及び事務分担が適正になされているか

4. 監査の方法

監査においては、事前に各課等から資料の提出を求め、計数や記載事項の点検及び確認を行った。また、監査当日は、歳入では、「収入未済の理由」、歳出については、「執行率が85%以下の科目についての理由」また、「流用、充用に至った理由」について等別添資料により詳細な説明を受けた。

併せて、令和2年度の主な事務事業の年間計画とその執行状況の説明を受けた。

5. 監査の結果

今回実施した定期監査の結果は、予算の執行を含め、関係諸帳簿とも概ね良好な事務処理がなされていると認められた。

令和元年度は、依然として国の財政状況は厳しさの一途にあるが、町財政は厳しいながらも健全な運営がなされている。

(1) 共通的事項

予算の執行状況について

令和元年度は、前年度から継続する事業の進捗状況、また、第二回定期監査（令和2年1月から2月実施）から年度末までの動向を重点として決算状況を監査した。

新型コロナウイルスの影響で年度末の事業・研修会議等が開催中止となり、不用額が増した。

3月での補正漏れが見受けられたり、やむを得ない繰越事業や流用・充用があるものの、概ね良好に執行されていた。

しかし、働き方改革への取り組みとしての時間外勤務状況の把握が未だに漏れている係が目立った。

肥猪保全隊の多面的機能支払交付金返還金の歳入・歳出が完了したが、今後も交付金等の支払いに際しては規定の順守をさらに徹底されたい。

「新型コロナウイルス」と「令和2年7月豪雨災害」の厳しい状況の中ではあるが、職員の停職処分が続いており、町民の信用回復に務めるには、コンプライアンス遵守の指導を徹底すべきである。

(2) 収入・支出事務

①収入未済額について

令和元年度末における収入未済額（現年分及び滞納繰越分）は、次のとおりである。

| | | | |
|----------------|--------|-------------|----------------|
| 町税 | 463件 | 10,220,378円 | （対前年比 15.4%減） |
| 国民健康保険税 | 249件 | 18,996,476円 | （対前年比 28.8%減） |
| 公営住宅使用料 | 25件 | 4,283,440円 | （対前年比 11.0%増） |
| 定住促進住宅使用料 | 6件 | 1,232,980円 | （対前年比 24.7%増） |
| 駐車場使用料(公営住宅) | 3件 | 750円 | （対前年比 400.0%増） |
| 駐車場使用料(定住促進) | 4件 | 3,930円 | （対前年比 71.9%減） |
| 専用水道使用料 | 72件 | 231,840円 | （対前年比 15.1%減） |
| 下水道使用料 | 334件 | 1,138,480円 | （対前年比 3.4%増） |
| 浄化槽使用料 | 124件 | 386,360円 | （対前年比 12.9%増） |
| 児童福祉費負担金(保育料) | 24件 | 489,150円 | （対前年比 39.8%減） |
| 介護保険料 | 317件 | 3,341,957円 | （対前年比 4.7%増） |
| 後期高齢者医療保険料(普徴) | 25件 | 147,500円 | （対前年比 42.7%減） |
| 計 | 1,646件 | 40,473,241円 | （対前年比 18.4%減） |

各担当課において、滞納徴収の努力の結果、滞納額の減少に至り、課税・徴収とも良好であるが、令和2年2月より続く新型コロナウイルスと令和2年7月豪雨災害の影響で令和2年度の税収には相当の落ち込みが予想される。

各課は連携をさらに強化し、それぞれの滞納額の減少に努められたい。

町民の町徴収金の公平、公正な納付という見地から、また、貴重な自主財源でもあり、より一層の徴収率の向上を図る必要がある。

②不納欠損について

町税・国民健康保険税等の不納欠損が下記のとおり多額に行われたことについては、やむを得ない理由があるものと思慮されるものの、納税相談や実態調査をより強化して、時効中断等法的措置を十分行い安易に不納欠損処理に至らないよう努めるべきである。

| | | | |
|-----|-----------------------------------|------|--------------------------|
| i | 地方税法第18条第1項（消滅時効：時効5年）の規定に基づくもの | | |
| | ・町税 | 0件 | 0円（対前年比 皆減） |
| | ・国民健康保険税 | 0件 | 0円（対前年比 皆減） |
| ii | 執行停止に係るもの・18条の1 | | |
| | ・町税 | 25件 | 502,195円（対前年比 101.4%増） |
| | ・国民健康保険税 | 21件 | 1,008,845円（対前年比 163.9%増） |
| iii | 地方税法第15条の7第4項（執行停止：時効3年）の規定に基づくもの | | |
| | ・町税 | 73件 | 1,630,396円（対前年比 51.5%減） |
| | ・国民健康保険税 | 46件 | 8,159,936円（対前年比 3.9%増） |
| iv | 地方税法第15条の7第5項（即時消滅）の規定に基づくもの | | |
| | ・町税 | 10件 | 72,842円（対前年比 58.9%減） |
| | ・国民健康保険税 | 0件 | 0円（対前年比 ー） |
| v | 介護保険法第200条第1項（時効2年）の規定に基づくもの | | |
| | ・介護保険料 | 117件 | 1,071,328円（対前年比 85.1%増） |
| vi | 高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項の規定に基づくもの | | |
| | ・後期高齢者医療保険料 | 0件 | 0円（対前年比 皆減） |
| vii | 地方自治法第236条第1項（時効5年）の規定に基づくもの | | |
| | ・保育所運営費負担金 | 0件 | 0円（対前年比 ー） |
| | 計 | 292件 | 12,445,542円（対前年比 2.7%減） |

③予算の流用・充用について

緊急性もありやむを得ない場合に限りという原則を徹底し、極力補正予算での対応に努めると共に、当初予算要求時に充分配慮すべき点が考えられる。

(3) 財産管理・施設管理事務

①財産管理について

普通財産の払い下げ可能な物件は財産処分を行うべきである。

②施設管理について

全体的に建物及び周辺整備については、一部指導する箇所もあったが、概ね良好に管理されていた。

(4) その他の事項

帳票・帳簿類については、その都度、担当者へ指摘を行い改善を指導した。

(別 表)

実 施 日 程

| 期 日 | 午 前 | 午 後 | |
|----------|-----------------------------|-------|-----|
| 7月6日 (月) | まちづくり課 | 議会事務局 | 会計課 |
| 7日 (火) | 福 祉 課 | | |
| 8日 (水) | 保健センター・包括支援センター・南町民センター | | |
| 9日 (木) | 教育課 (図書館含む) ・給食センター | | |
| 10日 (金) | 第一小学校・第二小学校・第三小学校・第四小学校・中学校 | | |
| 14日 (火) | 税 務 住 民 課 | | |
| 22日 (水) | 建 設 課 | | |
| 27日 (月) | 経 済 課 ・ 農 業 委 員 会 | | |
| 28日 (火) | 総 務 課 | | |
| 29日 (水) | 各施設・総務課 (予備) | 各 施 設 | |
| 30日 (木) | 監査結果の取りまとめ | | |
| 31日 (金) | 監査結果の取りまとめ | | |

※各施設等

7月29日 (水)

(午前) 火葬場・定住促進住宅・

(午後) 海洋センター・浄化センター・ふれあい広場・ 交流センター・農就センター

南関町監査委員公告第1号

令和3年1月20日から2月10日までの間において、14日間にわたり実施した令和2年度第二回定期監査の結果を、地方自治法第199条第9項の規定に基づき公表する。

令和3年2月18日

南関町監査委員 繁松 哲也

南関町監査委員 打越 潤一

南 監 第 35 号
令和3年2月18日

| | |
|------------|-----------|
| 南 関 町 長 | 佐 藤 安 彦 様 |
| 南関町議会議長 | 橋 永 芳 政 様 |
| 南関町教育長 | 谷 口 慶志郎 様 |
| 選挙管理委員会委員長 | 永 松 貞 信 様 |
| 農業委員会会長 | 竹 島 久 利 様 |

南関町監査委員 繁松 哲也
南関町監査委員 打越 潤一

令和2年度第二回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第9項及び南関町監査委員に関する条例第10条の規定に基づき、監査の結果を別紙のとおり報告します。

令和2年度第二回定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第3項、第4項及び南関町監査委員に関する条例第2条第1項の規定に基づき、南関町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果は、下記のとおりである。

記

1. 監査の期日

令和3年1月20日から2月10日までの間において、14日間にわたり別表「監査の実施日程」のとおり実施した。

2. 監査の対象

(1) 事項及び範囲

- (ア) 令和2年度予算の執行状況及び諸帳簿の整理状況について
- (イ) 令和2年度（1月～3月）主な事務事業の執行計画について
- (ウ) 施設の管理状況について
- (エ) その他財務に関する事項及び経営に係る事業の管理について

(2) 提出資料

- (ア) 令和2年度予算執行状況に関する調（様式1号・様式2号）
- (イ) 令和2年度（1月～3月）主な事務事業の執行計画調（様式5号）
- (ウ) 令和2年度予算の流用・充用に関する調（様式6号）
- (エ) その他必要と思われる説明資料
- (オ) 収入未済額（滞納状況）調（但し、該当する課のみ）

3. 監査の重点

- (1) 歳入、歳出は適正に事務処理されているか。
- (2) 予算執行計画に基づく事務事業の執行がなされているか。
- (3) 関係諸帳簿は整理されているか。
- (4) 施設の管理運営は適正になされているか。

4. 監査の方法

監査においては、事前に各課等から資料の提出を求め、計数や記載事項の点検及び確認を行った。また、監査当日は、歳入では未収金の収納時期等、歳出については、執行率70%以下の科目について監査対象課等の担当者より詳細な説明を受けた。併せて今後の決算見込みについて、事務事業の執行計画を基に説明を受けた。

5. 監査の結果

今回実施した定期監査の結果、コロナ禍と豪雨災害の影響により事業及び予算執行は、計画の変更や中止があったものの、地方創生臨時交付金の恩恵もあり、概ね良好な事務処理がなされているものと認められた。

国庫・県支出金等の交付金も財政上厳しさを増しており、自主財源の比率向上が今後の課題である。

本年度は特例として町税等の徴収猶予、国民健康保険税の減免申請等により、徴収率の大幅な下落が懸念される中、ほぼ想定内の実績を納めているところである。しかしながら、年度末に向け、滞納繰越分も含めたより一層の収納率向上に取り組むべきである。

今後もなお一層の厳しい財政運営が続くものと思われ、効率的かつ適正な予算執行に努められたい。

(1) 共通的事項

① 滞納金の整理について

令和2年12月31日現在における町税等の滞納繰越分収入未済額は、29,260,471円（前年同期42,481,409円）となっている。

担当課においては、滞納処分等法的手続きは元より、状況に応じた収納努力が伺える。しかしながら滞納額は依然として高額であり、現年度分の収納と併せて滞納額の減少を図る必要がある。

② 流用・充用について

流用・充用については、緊急でやむを得ないものであるが、出来る限り補正予算の議決を得ての執行を図られたい。

(2) 施設管理について

各施設について、概ね良好に管理されていた。しかし、一部施設において補修・改修等を要するものが見受けられた。

(別 表)

監 査 の 実 施 日 程

| 期 日 | 午 前 | 午 後 |
|----------|---------------|-------------------|
| 1月20日(水) | 農業委員会 | 南町民センター |
| 1月21日(木) | | |
| 1月22日(金) | 議会事務局・会計課 | 中 学 校 |
| 1月25日(月) | 教 育 課 (図書館含む) | |
| 1月26日(火) | 第二小学校 | 第一小学校 |
| 1月27日(水) | 第三小学校 | 第四小学校 |
| 1月28日(木) | 給食センター | まちづくり課 |
| 1月29日(金) | 税 務 住 民 課 | |
| 2月 1日(月) | | |
| 2月 2日(火) | 福 祉 課 | |
| 2月 3日(水) | 福 祉 課 | 保健センター・地域包括支援センター |
| 2月 4日(木) | 経 済 課 | |
| 2月 5日(金) | 建 設 課 | |
| 2月 8日(月) | 総 務 課 | |
| 2月 9日(火) | 総 務 課 | 取りまとめ |
| 2月10日(水) | 取りまとめ | |

各施設 南町民センター 各小学校 中学校 給食センター
保健センター 地域包括支援センター